

同時代史学会 News Letter

第30号 (2017年7月) ISSN 1347-7587

2016年度年次大会

現代日本におけるナショナリズムの歴史的位相

会場：首都大学東京南大沢キャンパス6号館

日時：2016年12月3日(土) 10:00～17:30

全体会：「現代日本におけるナショナリズムの歴史的位相」(13:30～)

平井一臣(鹿児島大学)

「現代日本の社会運動とイデオロギー —1968年を起点として」

サーラ・スヴェン(上智大学)

「21世紀の反知性主義の諸相 —アメリカ、日本、ドイツ等における歴史修正主義、排外主義、非国民論の相互関係」

木下ちがや(工学院大学)

「複合震災から日本社会の再編へ —危機のもとでの国家、ナショナリズム、対抗運動」

自由論題報告(10:00～)

瀬畑源(長野県短期大学)

「国会開会式と天皇—帝国憲法と日本国憲法の連続と断絶」

鄭永寿(東京外国語大学大学院)

「解放直後在日朝鮮人運動における「関東大虐殺事件」の責任追及(1945-49)」

木村智哉(明治学院大学)

「邦画産業斜陽期における大手映画会社経営方針の転換とその影響—東映株式会社の事例を中心に」

謝花直美(大阪大学大学院)

「軍作業が編成する空間—那覇市、真和志村への帰還と労働」

西井麻里奈（大阪大学大学院）

「廃虚と描線——陳情書から読み解く、「平和都市」広島復興都市計画と土地
区画整理事業」

<大会主旨>

近年、欧米においては過激な排外主義が高揚し、極右政党の躍進が顕著となっている。これは IS によるテロ攻撃の多発や、難民・移民問題などが背景にある。日本では現在までのところ、これらの問題は大きな政治的争点とはなっておらず、極右政党の躍進もみられない。しかし歴史修正主義がかつてない高揚をみせ、一部ではヘイトスピーチにみられるような極端な排外主義が台頭しつつあることも無視することはできない。また伝統主義的な右翼団体である日本会議が、政府や議会の中で影響力を拡大しつつある。他方では、経済的格差・貧困の問題が深刻な社会現象となっていることも、これらと密接に関わっている。以上をふまえて、本企画は、現代日本のナショナリズムの歴史的位相を明らかにすることを課題としている。

その際、1. 難民・移民の問題などに直面する諸外国との国際比較の観点から議論したい。日本と欧米諸国での排外主義の現れ方は異なるものの、グローバル化への反動という側面や、反知性主義的傾向など共通点が指摘できるであろう。よってグローバル化を推進する新自由主義とナショナリズムの関係を、ポピュリズムの問題とも関連づけて考察することが必要である。

また、2. 特に近年の日本会議などの運動が「草の根」の形をとっていることに注目する。これは、新自由主義的改革による地域社会の疲弊という状況とも関連するが、右派の運動の分析が不可欠となる。さらに3. ヘイトスピーチの問題についても、その現状と特質を明らかにしていきたい。最後に、4. 以上の排外主義の動向に対抗的な運動、あるいは安保法制に反対する青年の新しい動きについても議論する。2から4のいずれにおいても、社会運動の歴史的分析という視点を重視していきたい。

<全体会報告要旨>

現代日本の社会運動とイデオロギー 1968年を起点として

平井一臣

はじめに

本報告では、1968年を起点として日本の社会運動の約50年の流れを歴史的に検討したい。社会運動及び社会運動と結びついたイデオロギーの潮流に左と右の潮流があるとひとまずとらえ、右の潮流の歴史的推移を組み込んだ形で現代日本の社会運動とイデオロギーの問題にアプローチする。

こうした問題関心を持った理由は、(1)日本会議等の右派の社会運動への注目の高まり、(2)現在の右派の社会運動もまた68年を運動の出発点にしている側面があること、(3)イギリスのEU離脱やアメリカ大統領選挙におけるトランプ勝利など、排外主義的な要素を多分に含むナショナリズムが台頭しており、右派の社会運動とそのイデオロギーを視野に入れた社会運動の検討が必要であること、の三点である。

1.1968年

1968年は、全国各地の大学で紛争が起こり、若者の異議申し立てが噴出した。また、ベ平連に代表される市民運動が本格的に展開され、日本全国で多くの市民が集会やデモなどの街頭の運動に参入した。人々が自ら街頭に出て社会運動に参入する、そうしたあり方が急速に拡大した。さらに、この68年の社会運動は、若者の異議申し立ての運動やベトナム反戦運動という点では、世界各地での同時多発的な運動のひとつでもあった。

こうした左派の社会運動の高揚のなか、右派の社会運動にも注目すべき動きが始まった。60年代前半までの右派の社会運動は、基本的には戦前の国家主義運動経験者を指導者とする少数者の運動であった。しかし、60年代半ば以降、右派の社会運動において新たな動きが登場する。宗教団体生長の家に代表される宗教団体の参入であり、この動きとも連動した大学生の組織化と、一部大学での学生自治会の掌握という事態である。

学生紛争のさなか、当時の左派の学生運動への対抗運動として戦後世代の右派社会運動が出発する。しかし、彼らの運動は、大学以外の街頭の運動へと展開することは基本的になかった。左派の社会運動が、大学ばかりでなく、市民運動や住民運動といった多様な運動のなかで街頭と人々を結びつけていったのに対して、この時期の右派の社会運動は、もっぱら左派の学生運動の対抗運動として組織化され展開されていった。

2.街頭からの撤退と草の根運動

左右の社会運動は、68年から70年前後までの高揚期を過ぎて、行動主義的ラジカリズムが後景に退く。新中間大衆の時代と呼ばれ、人々の政治意識の保守化が進むなか、左右両派の運動はそれぞれ、運動圏を社会レベルに拡大していった。

左派の社会運動から見てみよう。学生運動は、内ゲバや連合赤軍事件の影響、大学管理体制の強化等により、急速に衰退していった。しかし、市民運動や住民運動は、70年代以降も持続する。運動の草の根化が進み、ライブリーポリティクス（篠原一）の領域に社会運動が浸透していった。一方、行動主義的ラジカリズムへの反省もあり、街頭と人々を結ぶ運動が低調となり、日本は「デモなき社会」になっていった。

右派の社会運動も、左派の社会運動とは異なる形で運動の草の根化を進めていった。最も重要な運動は、70年代後半の元号法制化運動であろう。この運動は、地方議会での議決の積み重ねを通して世論を喚起し、中央での政策決定を動かしていくという方法が展開され成功した運動であった。

このように左派と右派の運動は、街頭の運動からは撤退し草の根の運動へと進んでいった。次に左右の社会運動の政治との関係について見てみよう。

70年代以降に草の根の運動を展開する社会運動は、現場においては、地区労を中心とする社会党総評ブロックの地域組織と密接な関係をもち、時には共産党系の組織と連携することもあった。しかし、左派の社会運動は、その時々の運動課題において政党や労働組合との協力や連携をとることはあっても（もちろん、対立する場合もあった）、それ以上の連携がとられることはなかった。さらに言えば、社会党の長期低落、そして1980年代後半の労働戦線統一と連合の結成による総評運動の弱体化によって、左派の社会運動にとっての政治的なパイプ自体が弱体化していった。

これに対して右派の社会運動は、元号法制化運動に見られるように、国会議員、地方議員との連携という点で、政治との接点を強化し拡大することに積極的であった。しかし、右派の社会運動と自民党との関係は微妙でもあった。右派の社会運動と親和的な自民党内タカ派の流れは常に存在したものの、この時期にあっては自民党内でヘゲモニーを握ることはなかった。たとえば、右派集団である青嵐会が大きな政治的影響力を発揮することなく雲散霧消したことに示されるように、自民党は総体としては右派の復古主義とは一定の距離を置いていたのである。

3.冷戦終焉とナショナルリズム

左右両派の社会運動に変化が生じるのは、90年前後の冷戦終焉である。左派の社会運動にとって、社会主義圏の崩壊は少なからぬ衝撃であった。しかし、70年代以降

の生活世界への浸透を中心とした左派の社会運動は、社会主義やマルクス主義の教条的な立場からは、少数の例外はあるにせよ、すでに離れていた。冷戦終焉後に噴出する諸問題への対応は、左派の社会運動の生活世界への浸透のなかである程度準備されていた。

冷戦終結後の日本の社会運動を考える場合重要なのは、80年代後半から90年代にかけての時期がアジアにおける民主化が進んだ時期でもあったということである。フィリピン、韓国、台湾、インドネシアのスハルト等、長期にわたる権威主義的な開発独裁体制が崩壊した。また、中国やベトナムなどの社会主義国家も大きく変容していった。アジア諸国家において市民社会が拡大し、市民社会相互の国境を越えた接触が飛躍的に高まった。その結果、様々な社会運動の課題が、一国単位ではなく相互の運動の連携や協力のなかで再発見されていくこととなった。

一方、右派の社会運動にとっては、社会主義圏の崩壊による冷戦終焉は、自らが主張してきた反共主義の正しさを証明するものと捉えられた。しかし、反共主義の勝利という見方に立った左派批判は、右派の社会運動自らのイデオロギー的な発展を促すことなく、復古主義的な考えを一層強化することにつながった。

歴史認識の面では、新しい歴史教科書をつくる会の発足（1997年1月）とその拡大に見られるように、戦後の歴史研究や歴史教育に対する全面的な批判へと展開した。そこには、戦後の歴史研究や歴史教育は、冷戦期の一方の極である社会主義陣営の影響下に置かれていたのであり、冷戦が終わった今、全面的な見直しが必要だという論理が伏在していた。また、押し付け憲法論に見られるように、時には反米ナショナリズムの主張も含まれていた。しかし、右派が抱えるアポリアは、占領期のアメリカの影響を否定的に捉えながらも、占領終結後の日米安保体制については容認するという点にあった。この難点をクリアするロジックが、日本を取り巻く安全保障上の脅威であり、そのため、市民社会が拡大するアジアではなく、国家利害が衝突する緊張したアジアという見方に立つこととなる。ここにおいて、左派の社会運動と右派の社会運動との間にアジア認識をめぐる大きな対立点が形成されることになった。

4. ポピュリズムとナショナリズム

2000年代に入り、社会運動に新たな要素が加わる。ポピュリズムとネット社会化である。

2001年に成立した小泉政権は、分かりやすい善悪二元論、簡潔なワンフレーズポリティクス、メディアを時には翻弄する劇場政治など、ポピュリズム的要素をふんだんに有した政権であった。その後、大阪橋下府知事、河村名古屋市長、竹原阿久根市長など、地方でのポピュリズム的首長が登場し、メディアでも注目を浴びたことから

明らかなように、劇場型政治に支持を与える世論状況が生み出されていった。

ポピュリズムは右派の社会運動が社会に浸透する促進剂的な役割を果たした。善悪二元論的な単純な図式による政治的な敵の攻撃は、拉致問題をめぐる北朝鮮批判、領土問題をめぐる中国や韓国に対する批判に適用された。さらに重要なのは、右派の運動が既得権批判の要素を組み込むことにより、単なる復古の運動が現状打破の革新性を帯びることになったことである。

ネット社会化は、社会運動に従来直接タッチしない層に影響を及ぼした。ネットの活用により、社会運動と市民社会の間の敷居が低くなった結果、社会運動の場に、様々な市民が参入する。しかし、それは68年前後を契機とした市民運動や住民運動への参加意識ともかなり異なっているように思える。社会運動への敷居が低くなるなかで、人々が左派の運動に向かうのか、右派の運動に向かうのかは、紙一重の違いしかない。かつての社会運動の場合、運動への参入者の多くは何らかの意味での運動の現場を持っていた。しかし、ネット社会化のなかでの参入者の少なからぬ部分が、そうした現場をもたないまま参入する。現場感覚を欠く社会運動の参入者の増大は、運動そのものの観念化を招く。今のところ、この傾向が強く現れているのは右派の社会運動であろう。そして、その観念化された運動の中心的な核になっているのがナショナリズムではなかろうか。

5. おわりに-社会運動の現在と日本のナショナリズム

これまで述べてきたように、日本の社会運動は現在、左右両派の社会運動が街頭と人々を結びつける運動を展開している。70年代以降、運動の草の根化を進めた左右両派の社会運動は、ポピュリズム化やネット社会化を背景に、再び街頭の政治への人々の参入を促している。グローバル化と格差社会化が進展するなかで、こうした動きはさらに強まり、「市民」をめぐる左右の争奪戦も激しくなるだろう。その際、運動を分かちポイントの一つがナショナリズムであり、鍵になるのはアジア認識の問題であると考えられる。

21世紀の反知性主義の諸相 アメリカ、日本、ドイツを中心に

サーラ・スヴェン

2016年のイギリスEU離脱をめぐる議論とアメリカ大統領選挙戦では、離脱推進派とトランプ候補（当時）のレトリックは、学問的研究成果のみならず、明白な事実でさえ根本から無視している、と強く懸念する声が、世界じゅうで上がった。EU離脱派

とトランプ氏の論法は早くも「ポスト真実」と名づけられ、特にアカデミックな世界では、強い危機感から抵抗への呼び掛けが行われた。たとえばドキュメンタリー映画で有名な歴史家のケン・バーンズ監督 (Ken Burns) は、この年のスタンフォード大学の卒業式で行ったスピーチで、これからの若者が果たすべき役割と、大学で身につけた専門知識や科学的な物の考え方や論理重視の姿勢の大切さについて話す一方で、「学問の重要性を無視する一部の政治家」を痛烈に批判した。そして、「大統領候補の一人による、学問的に証明済みである事実の否定や歪曲」について警鐘を鳴らしたのである。¹さらにバーンズ氏は CNN のインタビューに答え、「嘘を繰り返しても、真実にはならない。しかしマスメディアがこのような嘘を頻繁に報道し続ければ、一般国民は嘘と真実を区別できなくなるだろう」と述べ、学問を無視する政治家のみならず、その政治プロパガンダを無批判に報道するメディアをもはっきりと非難した。更にアメリカをナチス時代のドイツに例え、「アメリカは危機に直面している抵抗すべき時期が来た」と訴えた。²

バーンズ氏が指摘するとおり、トランプ氏のレトリックは非論理性の最たるものだが、こうしたレトリックが政治家に利用されること自体は、それほど珍しいことではない。「ポスト真実」と名づけられたことで、近年、大きな注目を集めているが、じつはこれまでも、またアメリカ以外の国でも、よく見られた現象なのである。その根底にあると推測されるのは、昔からどの国や社会にも潜在してきた反知性主義である。そこで本報告では、この反知性主義が「ポスト真実」現象の根本的な要因であることを明らかにし、さらに、この現象が近年なぜこれだけ注目を集めているのかについて考えてみる。

そのためには、反知性主義および「ポスト真実」的なレトリックが特にどのような言説において使われているか検証する必要があるのだが、イギリスの EU 離脱問題でも、トランプ大統領のレトリックでも、特に重要だったテーマの一つは、移民の排除であった。このため、本報告では、反知性主義と排外主義に関連性があることを示す。一方で、この排外主義が歴史修正主義と関係が深いことも明らかにしていく。排外主義は、現在の移民政策の否定と、定義の曖昧なイギリスとアメリカの「黄金時代」へ

¹ 演説の全文は以下のリンク参照:

<http://news.stanford.edu/2016/06/12/prepared-text-2016-stanford-commencement-address-ken-burns/>。演説のビデオは、https://www.youtube.com/watch?v=ze5DZn_F310。バーンズ氏について、<http://kenburns.com/principals/ken-burns> を参照。

² <http://edition.cnn.com/videos/world/2016/07/19/intv-amanpour-ken-burns-donald-trump.cnn/video/playlists> を参照。同時期に、オバマ米国大統領もラトガーズ大学で演説をし、「一部の政治家」による事実軽視の態度を強く批判し、「事実、証拠、論理と学問への理解は重要なことであり、政策決定者に欠かせないものである」と述べ、政界における「反知性主義」について強い懸念を示した。<https://youtu.be/xkCABjFT32A> を参照。

の回帰がセットで提唱されることが多い。しかも外国人あるいは移民だけではなく、「内なる他者」をも標的にする、いわゆる非国民論である。これが最近よく問題にされているポピュリズムにも大いに関係している。¹すなわち、ポピュリズムとは本来「一般国民の声を代弁する」という意味だったのだが²、最近では「排外性こそがポピュリズム論理の中核ではないか」という指摘もあるほどだ。ドイツの政治学者ヤン＝ヴェルナー・ミュラー氏(Jan-Werner Müller)は、ポピュリズムの特徴は「反多元主義」であり、ポピュリスト自身が「人民を代表していると主張」し、「政治的な競争相手を非道徳的で腐敗したエリートとして描」き、反対派を「正統なものとして承認することを拒む」と説明している。そのため、反対勢力や苦言を呈する者は「非国民」「売国奴」「害毒」として、排除しようとする。³

このような排外主義は、人間の本能的な部分だと言う人もいる。だが、ある社会において排外主義が台頭するには、ケン・バーンズ氏も指摘しているように、その社会全体に反知性主義的思想が深く浸透していることが不可欠な要因だ。本報告では、反近代的・反啓蒙的な側面もあるこうした反知性主義が、各国の、とりわけアメリカ、ドイツ、日本の社会においてどのように作用しているかを検証していく。

一般に日本の政治や社会には、トランプ氏のような過激なポピュリズムは存在しないと思われてきたが、最近では、強い反知性主義が潜在しているとの見方もある。榊原英資氏はその著作『幼児化する日本社会：拝金主義と反知性主義』(2007年)の中で、早くも次のように述べている：

二分割思考に慣れ切ってしまうと、人々は簡単に感覚的な判断をするようになりますから、容易に操られるようになります。典型的な例がナチズムです。それは大衆の狂気が作り出したものであり、ヒトラー1人が悪かったわけではありません。ヒトラーは選挙で選ばれているのです。いまの日本でも、大衆が簡単に扇動され、政治や企業が誤った方向へと導かれる可能性が次第に大きくなってきているようです。二分割思考法と反知性主義がじわじわと日本社会をポピュリズムから大衆ファシズムの方向に導いていると感じている

¹ 2016年から、*Foreign Affairs* 誌(November/December 2016号、vol. 95, no. 6)、『ニュースウィーク日本版』(2017/3/14)、*Social Europe Journal* (vol. 11, spring 2017) が相次いでポピュリズムに関する特集を組んでいる。

² “The policies or principles of any of various political parties which seek to represent the interests of ordinary people,” *Oxford English Dictionary Online* (<http://www.oed.com/>).

³ Jan-Werner Müller, *Was ist Populismus? Ein Essay*. Berlin: Suhrkamp, 2016. ヤン＝ヴェルナー・ミュラー『ポピュリズムとは何か』岩波書店、2017年、4～5頁。

のは、決して筆者だけの偏見ではないと思うのですが……（後略）。¹

上述のバーンズ氏がアメリカのファシズム化に警鐘を鳴らしていると同様に、榊原氏も日本で反知性主義がファシズムを導く危険性があると論じ、これらの発言は日米の動きが近年類似してきたことを示している。『幼児化する日本社会』は、小泉政権が終焉し安倍第一次政権が誕生した時期に書かれたものだが、その後日本の反知性主義は政治や社会で確実に広がっていったことを明らかにし、欧米諸国との類似点も数多く見られるほど、危機的な状況になっていることを本報告で考究する。

複合震災から日本社会の再編へ 危機のもとでの国家、ナショナリズム、対抗運動

木下ちがや

2011年3月11日の「複合震災」は、既成の日本社会の秩序を相対化せしめ、あらたなつながりや「共同意識」をつくりだす契機となった。「3・11」以後登場した大規模な社会運動やそれと連動した政治変動には、単に個々の運動課題のみに収斂できない、既成の秩序の再編から生じた諸分子を再節合していくヘゲモニーの形成が備わっている。しかもこれは、近年の世界で生じている社会運動やポピュリズムとも類似した性格を有しているように思われる。諸危機に触発され生じた変化の軌道が、変革主体形成のありようをどのように規定しているのかについて考察する。

ポピュリズムという政治概念は古くからある。それが現在、世界的な政治現象を読み解く上でもっとも重要な概念として普及したのは、従来のポピュリズムの定義にあてはまる政治現象が出現したからではなく、既成の政治の枠組みから逸脱しているとされる、さまざまな政治現象をひとまとめにして捉える必要性からである。つまり、この間生じてきたさまざまな新しい政治潮流を一括して理解するためのキーワードとして、ポピュリズム概念は使われているように思われるのだ。

したがって現在、ポピュリズムという概念は、新しい政治潮流の中でもっとも際立った政治集団や政治家の政治手法をあらわすものとして使われがちだ。際立つものとはつまり、アメリカ合衆国におけるトランプ大統領やフランスにおける国民戦線のマリーヌ・ルペンたちの政治であり、「見捨てられた人びと」の声を代弁し、エリートと移民を一緒くたに批判するマゴグ政治家を指す言葉として、である。

大衆を煽動し、排外主義的な国民主義に走るトランプやルペンのポピュリズムは、なるほどファシズム前夜の様相を呈している先進国において、民主主義の危機を示す

¹ 榊原英資『幼児化する日本社会：拝金主義と反知性主義』東洋経済新報社、2007年、236頁。

ものにほからない。しかしながら、このように現在のポピュリズムをトランプやルペンだけに代表させてしまうと、いささか厄介なことになる。政治学者の水島治郎は、これまで使われてきたポピュリズムの定義を、大まかに二つに分けて提示している。第一の定義は、固定的な支持基盤を超え、幅広く国民に直接訴える政治スタイル、第二の定義は、「人民」の立場から既成政治やエリートを批判する政治運動、である。そして「ポピュリズムとは、政治変革を目指す勢力が、既成の権力構造やエリート層（および社会の支配的価値観）を批判し、『人民』に訴えてその主張の実現をめざす運動」である。このような水島の定義にならうとすれば、「九九%」を代弁し「-%」のエリートと対決した二〇一一年ニューヨークの「オキュパイ・ウォールストリート」運動はポピュリズム運動であり、この運動の流れを受けて二〇一五年のアメリカ大統領予備選で大健闘した民主党のバーニー・サンダースはまさにポピュリストだということになる。また、原子カムラに対抗し、幅広く国民に訴えて脱原発をめざした運動は、まさにポピュリズム運動だということにならないだろうか。

では、トランプもルペンもオキュパイ運動もサンダースもみな「ポピュリズム」であり、したがって現代社会を蝕むファシズム的病理である、と片づけてよいものなのだろうか。こうしたさまざまな政治現象が同一視されるのは、ポピュリズム運動と政治の核にある「^{ビープル}人民」という集合概念が、リベラリズムにとって受け入れがたい要素であるとみなされているからである。「人民」「民衆」といった単一のアイデンティティのもとに大多数派を結集することは、社会の同質化をもたらし、多様性を破壊し、ひいては少数派の抑圧につながるという懸念がそこにはある。たしかにトランプやルペンのポピュリズムは、移民を敵に設定し、国民アイデンティティを喚起するという排外主義的なものである。そこからイメージされる「人民」はナチスの規律ある集会に集い行進する数十万の党员たちであり、戦時動員された学徒たちを見送るために広場に集まりいっせいに日の丸をふる群衆だろう。ポピュリズムには、デマゴグに煽動された^{モップ}群衆、あるいは権威主義に従順な盲目的大衆のイメージがつねにつきまとい、「自立した市民」が公的空間で熟議するというリベラリズムの理想的政治像の対極に設定される傾向がある。

だが、こうしたポピュリズムのイメージは、イスラム教徒とコプト教徒が集うエジプト・タハリール広場のムバラク大統領打倒集会や、退役軍人からアナキストまでが集うニューヨーク・ズコッティ公園のオキュパイ集会にあてはまるだろうか。白人一色に染められたトランプの集会と、さまざまな人種や民族が集ったサンダースの集会や「ウィメンズマーチ」を、同じファシズム的病理と片づけられるだろうか。

このように、ポピュリズムという一般名詞で名指される政治と運動にはさまざまな種類がある。現代のポピュリズムは、既成の支持基盤を超え「人民」あるいは「民衆」の集合的意思を喚起することでは形式的に共通するものの、どのような支配的秩序に挑戦しているのか、どのような要求を掲げているのか、どのような方法をとろうとしているのか、またどのような階層、出自の「民衆」によって編成されているか、そしてどのような歴史的過去によって自己を正統化しているかによって、その内容は規定される。だから、ポピュリズムには「右も左もない」というよく言われる言説は、二〇一六年アメリカ大統領選挙でトランプとサンダースが、また二〇一七年フランス大統領選挙でルペンとメランションがそうであったように、現実政治においては対立的な「左右のポピュリズム」が競合しているという事実を覆い隠してしまう。そしてポピュリズムは「(右か左かではなく) 上か下かの対立である」という、これもよく言われる言説は、現実政治を支配者が群衆に襲撃されるという「ゾンビ化された世界」に戯画化し、それを憂える支配層に警戒感を抱かせる役割を果たすにすぎない。

「歴史が終わり、左右の対立は消滅した」と言われたポスト冷戦期の四半世紀を経て、ついに迷妄な群衆が公的空間を侵食しはじめたという「恐れ」は、たしかに従来の保守勢力と旧社会主義勢力の地盤に、煽動的極右勢力が進出することで現実化している。他方で、「抵抗の年」と呼ばれた二〇一一年以後、世界各地で大規模かつ民衆的な民主主義的政治運動が台頭した。これらの運動の中心的担い手は、高等教育を修めながらも志を挫かれた若者たちだった。おのおのの運動の要求は民主化、経済的公正とさまざまではあったが、そこには従属関係や貧困をなくすこととともに、知性と能力にあふれた人びとに力と自由を与えよという要求があった。これらの運動では、自発的に立ち上がった民衆の自由な交歓が「広場の占拠」というかたちで可視化されたのである。またこれらの運動は、SNSをはじめとする最新のコミュニケーション技術を駆使し、新たな大衆的ネットワークの構築に挑戦するとともに、歴史的過去にうずもれていた民衆的闘争の経験を掘り返し、現在の社会的・文化的条件にふさわしいかたちで再生させようとしている。そして、これらの運動がみな公共空間における大規模集會を志向し実現させてきたのは、多種多様な人びとを「人民の集合体」に結実させ、かつて左翼・リベラル勢力が領有していた公共空間における陣地を奪還するためである。

このように「ポピュリズム」という言葉には、民主主義の危機をあらわすものと民主主義の機会をあらわすものが一緒くたに含意されている。それはポピュリズム全般が同じ社会的、経済的、文化的条件から生じていることに起因している。ポピュリズム

ム的政治空間の社会経済的土台は、とりわけ日本を含む先進国においては、第二次世界大戦後の高度経済成長期につくりあげられた社会経済的秩序が収縮し、労働のフレキシブル化、生産のアウトソーシングを基軸とした新たな階級分化とアンダークラスの形成、また、市場原理の席卷による個人主義の台頭、多元主義の社会への浸透がもたらす安定的雇用、家族、コミュニティの崩壊である。現在のポピュリズムは、社会学者ジョック・ヤングがいう「後期近代」の政治現象であり、閉塞した時代遅れの政治システムを刷新しようとする運動である。それは硬直した古いシステムからの脱却の兆しであり、社会的・経済的条件の変化に対応する公的政治空間をつくりあげようとする実践にほかならないのである。したがって、いま必要なのはポピュリズム政治と運動の一般的形式の是非を問う規範的な論争ではなく、おのおののポピュリズム政治と運動の内容を規定する歴史的・社会的条件が、政治過程にもたらす政治力学の分析がいま必要だろう。

*現代日本政治におけるポピュリズム政治と運動については、『ポピュリズムと「民意」の政治学—3・11以後の民主主義』（仮題）というタイトルで、大月書店より7月に出版します。

<自由論題報告要旨>

国会開会式と天皇 帝国憲法と日本国憲法の連続と断絶

瀬畑 源

はじめに

日本国憲法下において国会の「召集」は天皇の国事行為である。しかし、天皇が国会の開会式に出席し「おことば」を読む行為は、国事行為には含まれておらず「公的行為」とされている。政府の見解では、天皇の「おことば」は、あくまでも「国会の要請に基づきまして天皇が日本国の象徴たる御地位に基づいて行われる」とされている。

一方、天皇主権の大日本帝国憲法下では、「天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」（第5条）ため、天皇が帝国議会の開院式を主宰し、議員に対して勅語を読むことが必要不可欠であった。日本国憲法に変わってからは、開会式に天皇が出席して「おことば」を読む行為は、単なるセレモニーに過ぎなくなっている。

しかし、未だに帝国憲法時代と同様に、天皇は議長よりも高い玉座から「おことば」を読み上げ、その「おことば」を衆議院議長が恭しく受け取るという儀礼が続いている。なぜ天皇は国民主権の日本国憲法に変わってからも儀礼が残ったのかを考察し、

戦前戦後の天皇制の連続と断絶を再考したい。

1 帝国議会開院式

帝国憲法第7条には、「天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス」とある。よって、閣僚全員が連署した召集詔書が告示され、それを受けて議員が集会し、議長や席次などを決め、議会が「成立」する。その後、天皇から「開会」が命じられ、天皇主宰の「開院式」が開催される。開院式には天皇が出席し、貴族院議場の玉座から勅語を読み、勅語を内閣総理大臣に下賜した。

開院式で読まれる勅語は、内閣書記官長や官房総務課長によって草案が作成され、閣議で内定を得てから内大臣と協議して最終案が確定され、さらに閣議決定を行い、天皇に上奏して裁可を受けていた。議会側の代表は貴族院議長であり、衆議院議長よりも格上の待遇を受けた。壇上に首相以下閣僚や枢密院高官が並び、議長を含めた議員は下の議場に並ぶこととなっており、行政府優位の儀礼であった。

開院式は単なるセレモニーではなく、帝国議会が天皇の協賛機関であることを示す儀式として重要な意味を持っていた。しかし、敗戦により憲法の改正が行われ、開院式の位置づけも大きく変わることになる。

2 国会法制定

日本国憲法の制定により、天皇は主権者としての地位を喪失し、国会は国権の最高機関となった。国会の「召集」は国事行為（第7条第2号）とされたが、あくまでも「召集」するにすぎず、天皇主宰の開院式は不要となった。

衆議院議員法規調査委員会や内閣臨時法制調査会第二部会において国会法の制定が議論となる中で、開会式に天皇の「親臨を仰ぐ」ことが積極的に唱えられた。第二部会の部会長であった北吟吉衆議院議員は、開会式を主催する国会が天皇を招くことは、「陛下と国民代表の親しみの機会」であり、「陛下と国民を政治的にでなくて国民感情の上でつながりを維持して行く方法」であると主張した。なお、部会のメンバーにはオールドリベラリストが多く、「国民協同体論」的な発想があった可能性がある。国民協同体論は、「非政治的・文化的な天皇を中心とした国家的統合を目指す議論」であり、「道義・文化・平和などが国体の伝統に一致し、天皇がそれらの非政治的価値の中心であるとする、道義国家・文化国家・平和国家論の考え方」（赤沢史朗）であるとされる。北は「君民同治の理想」から、開会式に天皇を招くのがふさわしいと述べ、部会内でも大きな反対は出なかった。

なお、衆議院議員法規調査委員会のメンバーには、共産党の徳田球一も参加しており、天皇を招待することに反対をしていない。結局、開会式への天皇の出席は国会法

には書かれなかったが、「慣例」という形で継続して行われることとなった。

3 国会開会式

1947年6月23日に第1回国会開会式が行われた。天皇は衆議院議長、参議院議長の招待により、開会式に出席した。事前の宮内府（現：宮内庁）との打ち合わせの中で、衆議院の担当者は「立法の最高機関である国会のことなれば儀礼として式を行いそこに陛下の臨幸を仰ぎ儀式そのものを意義づけ又壮厳にする」と主張し、勅語の「下賜」も強く要望した。国会側は、帝国議会時代よりも権威の上がった国会の箔付けに天皇の「臨幸」と「勅語」が必要と認識していた。そのため、現在にまで続く開会式での「おことば」とその「下賜」は、国民主権下でも生き残ることになった。

開会式では、衆議院議長と参議院議長がほぼ対等の役割を担うことになった。これまで行われていなかった議会側の式辞は衆議院議長が代表して行うこととなり、議場に向けて話した（天皇に背を向けた状態となる）。壇上には議長が上がり、首相以下閣僚や最高裁長官などは議場に配置され、立法府主体の儀式となった。

天皇の勅語は、内閣参事官室で作成され、宮内府に送付されて訂正を受け、閣議決定の後に天皇に「伺い」（裁可ではない）を立てるという形になった。来賓挨拶に等しいものではあるが、当初から「内閣の助言と承認」による勅語であるとされたため、必ず閣議決定がなされることになった。この「勅語」は、1952年に「御言葉」となり、1960年に「おことば」と呼び方が変えられた。しかし、実質的にはなにも変わらなかった。

なお、共産党議員もこの時に開会式に出席しており、事前に反対していない。ただ、第2回以降は欠席をするようになった。共産党が開会式に再び出席するようになるのは、2016年になってからである。

開会式は帝国議会の開院式の多くを引き継ぐことになった。そして、天皇の「臨幸」や「勅語」については、当時はほとんど批判されることはなかった。ここには、一君万民思想や「臣民」意識の残存、国会による権威の利用の側面があったように思われる。現在の説明にあるような「国民の総意」の象徴だから開会式に出席するといったような説明は、内部の議論も含めてされた形跡はない。そのため、開会式に違和感を持った人物によって、問題提起がなされることになる。

4 「カニの横ばい」事件

1948年1月21日の第2回国会開会式において、松本治一郎参議院副議長（社会党、部落解放全国委員会委員長）が天皇への「拝謁」を拒否した。天皇が国会に到着したときに、議長と副議長は挨拶に行くことになっていたが、この時に、天皇に正面を向

き続けて挨拶を行うため、横に移動するときに「カニの横ばい」のようにして歩くことを松本は問題視したとされている。

ただ、松本は『昭和天皇実録』によれば、第1回の時に「拝謁」を行っている。よって、おそらくその時の体験から、第2回の時に拒否した可能性が高い。当時の宮内府の資料などを見ると、松本は「拝謁」拒否の理由として、天皇という来賓に対する適度な礼節で十分であり、「拝謁」という「人間が人間を拝む」形式を問題としていたことがわかる。また、開会式の勅語の内容も「政治に関することまで立ち入っている」とし、宮内官僚を「むかしのような極端な天皇崇拜を再現しようとしているかのようだ、ご巡幸は一つのよい例だよ！」と批判し、メディアに向けて自論を展開した。

松本の「拝謁拒否」の意図は、天皇崇拜の残る議会だけでなく、宮内官僚や巡幸への批判を通じた国民の天皇崇拜への批判があったと思われる。松本はその直後の講書始や歌会始においても、案内状に「陪聴を許可する」とあったために参加を拒否した。この松本の行動に対し、自由党を中心として副議長の不信任を要求する動きが出たが、GHQの民政局(GS)が、松本の行動を批判することは「新憲法の本質にそぐわない」と談話を発表したため、結局、松本が事前に打ち合わせずに一人だけ別の態度を取ったことは手落ちであると認めることで決着となった。

翌第3回の開会式では、議長と副議長の「拝謁」は公式行事から外され、任意的な挨拶となったため、松本は天皇に会いに行き、出席の御礼を言った。その後、吉田茂が政権に復帰し、長期政権を担う中で、開会式の形式は固定化していくことになった。

おわりに

帝国議会開院式と国会開会式には、強い連続性が見られる。当時、天皇の出席や勅語は共産党すら反対しておらず、右派が主流だった社会党はむしろ積極的に賛成していた。

現在でも天皇は玉座から「おことば」を読み、衆議院議長がそれをうやうやしく受け取るという儀式が続いている。これは形式的ではあるが、国会と天皇が戦前からの関係を連続させているという姿にも見える。国民主権の下でどのように考えるのかは課題と言えるだろう。

解放直後在日朝鮮人運動における「関東大虐殺事件」の責任追及（1945—49）

鄭 永寿

報告では、解放直後の在日朝鮮人運動のなかで活発化した関東大震災・朝鮮人虐殺の

真相究明・責任追及の取り組みについて概観した。左右の朝鮮人団体や日本の革新勢力の動きを見据えつつ、とりわけ運動を中心的に担った在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）の動向を、朝鮮の完全独立をめぐる運動路線および記念日闘争の方針、同時代の情勢とそれをふまえた様々な言説から分析し、朝連の関連運動の歴史的特質を解明することを試みた。

注力したのは責任論の性格分析である。鄭栄桓は、朝連が虐殺を「軍閥」による「白色テロ」と位置づけて国家責任を追及したことを明らかにした一方、日共と、『解放新聞』にみられるような金斗鎔ら日本共産党朝鮮人部の軍閥責任論は同様の理解にあるとして、朝連の主張も特にそれらと分けていない（鄭栄桓「解放直後の在日朝鮮人運動と「関東大虐殺」問題－震災追悼行事の検討を中心に－」関東大震災 90 周年記念行事実行委員会編『関東大震災 記憶の継承』日本経済評論社、2014 年）。朝鮮人団体と日本の革新勢力の主張を分節化してそれぞれの内面的論理を解明する必要があるだろう。

鄭の議論をふまえ本報告では、朝連の虐殺関連運動を新朝鮮建設路線の観点から検討することで、軍閥責任論の意味内容を再考し、日本革新勢力のそれとは差異があることを明確化した。

1 在日本朝鮮人連盟

朝連は結成直後から震災時の虐殺事件に対する真相究明と国家責任を求めていった。代表的なものは以下のとおりである。

内務大臣に対し真相公表、謝罪、責任者処罰（45.12.7 朴烈歓迎会で決議された朝連の 6 か条要求のひとつ）／神奈川県知事に対し真相発表、責任者処罰（45.12.8 朝連神奈川県主催の朝鮮独立促成人民大会で決議された朝連の 6 か条要求のひとつ）／日本政府に対し真相発表と謝罪（47.9.1 朝連ソウル委員会談話の要求の一つ）／虐殺犯を即時処断、日本政府に損害賠償の要求（48.9.1 「関東震災第二十五週年虐殺記念追悼会」のスローガンのひとつ）

46 年以降に明示された朝連の虐殺責任論の特徴は、責任の所在を「軍閥」に定めたことであった。それは第二回臨時大会以降、日帝残滓清算による朝鮮の完全独立と日本の民主化の達成を運動の路線に定めていった朝連にとって喫緊の課題であったといえる。

毎年 9 月の「虐殺記念日」は、「解放記念週間」や「傀ライ政権粉碎人民中央政府樹立斗争月間」のなかに位置づけられ、朝鮮の完全独立を果たすことで虐殺の犠牲者に「報答」すること、侵略主義が清算された日本の真の民主化を達成することが強調された。

また 48 年の朝鮮民主主義人民共和国創建後は、祖国の死守／統一の達成のために、また頻発する朝鮮人殺傷や朝連弾圧の事態のなかで、日本の地における帝国主義残滓の清算問題はより緊急の課題となった。これを背景に、従来の軍隊・警察の問題とともに自警団の虐殺行為も言明されるに至っている（「忘るな二七年前の九月一日 奴等の使うテはいつも同じだぞ！」『朝連中央時報』1949 年 8 月 31 日付）。二度と「挑発」に乗じる「無知な大衆」になってはならないという一種の「警告」であった。しかし日本人民衆の虐殺問題もあくまで軍閥ファシズム批判の文脈、すなわち国家責任の範疇のなかで言明されたものであったと言えよう（報告では、国家責任と結びつけながらも「民衆責任の芽」が垣間見えたものであったと評価したが、ここに修正する）。

朝連の虐殺論の特徴は、責任主体としての軍閥ファシズム問題と、虐殺の行為主体とを分けて論じたものであったと結論づけられる。

2 日本の革新勢力、特に日本共産党

朝連と提携関係にあった日本共産党をはじめとする革新勢力も軍閥責任論を展開した。

早くは日共宣伝部が 46 年 3 月に発行したパンフ『朝鮮の兄弟諸君へ』において、虐殺事件は「正に日本軍国主義の軍閥の機関である憲兵隊司令部が出鱈目なことを捏造して、それを民間に流布させて、それを以て無智な、善良自警団を、諸君等の尊い兄弟の虐殺に利用した」ものであり、「日本人民の手によって自発的に行われたものではな」と論じている。この後も日本共産党は一貫して、虐殺の元凶ないし計画者は「軍閥官僚」であり、虐殺自体はそれに動員された軍・警が遂行し、「愚民」はデマに踊らされたという認識を示していく。

ただし軍閥ファシズム問題を朝鮮侵略、植民地支配に引き付けて震災時の虐殺を批判した朝連と、あくまで 15 年戦争下の白色テロに軸足を置き、その起点として、あるいは米騒動・幸徳事件などの「日本憲兵、特高の罪悪史」的一幕として把握した日本共産党（『アカハタ』1946 年 8 月 30 日、9 月 3 日付、9 月 5 日付、9 月 8 日付の志賀義雄の連載「九・一惨劇思い出」など）とでは、軍閥責任のパースペクティブに決定的な違いがあったことに留意したい。

日本共産党が軍閥の責任を強調し、自警団を虐殺敢行の客体に描いた問題として、被殺者と責任論の関係性を指摘できよう。

日本共産党をはじめとする革新勢力は、追悼会での演説や『アカハタ』にあらわれているように、日本人被殺問題を重点的に扱った。日本人無政府主義者ならびに社会主義者を殺害したのは主に軍隊であったため、朝鮮人虐殺に加担した民衆の責任が切斷された責任論の構成がとられたのである。

階級の敵による虐殺という把握に伴う民族虐殺への軽視から構造的に強調された軍閥責任論は、軍閥による白色テロルによって殺害された人民たちとして亀戸事件、大杉事件、朝鮮人事件を同列視する「三大白色テロル」史観（犬丸義一「関東大震災における朝鮮人虐殺事件の歴史的背景」関東大震災五〇周年朝鮮人犠牲者追悼行事实行委員会編『歴史の真実 関東大震災と朝鮮人虐殺』現代史出版会、1975年、173頁）に支えられたものであったと言えよう。

ただ、山田昭次が指摘するように、日本人社会主義者らは官憲から弾圧されたのみならず、自警団に参加した民衆からも迫害を受けていた（山田昭次『関東大震災時の朝鮮人虐殺とその後－虐殺の国家責任と民衆責任－』創史社、2011年、159～162頁）。にもかかわらず軍閥の責任のみを強調したのはなぜか。仮に民衆の責任を問題化すると結果的に指導者の免責につながりはしないかという危惧があったとするならば（吉田裕『現代歴史学と戦争責任』青木書店、1997年、199頁）、民衆による虐殺責任が正面から問われうる関東大震災問題において、軍閥の責任をより強調したとも考えられる。しかしその場合でも、震災当時、大衆的な基盤を持たなかった社会主義者の労働組合・南葛労働会の多くのメンバーは自警団参加要求を拒否できなかった事実も一方ではあったため（山田前掲書、164～167頁）、民衆の責任を追及することはそれが自らに跳ね返ってくる恐れがあったことも内心危惧されたのではないだろうか。

上に述べたように朝連と日本共産党では軍閥責任のパースペクティブに違いがあったにもかかわらず、両者はその差異を自覚的に議論しないまま提携を推進した。「同床異夢」の軍閥ファシズム批判の枠組みのなか、朝鮮人と日本人社会主義者らの虐殺の非対称性および日本人民衆の虐殺責任問題は表面化しえなかった。

3 日本政府の「対応」

以上、軍閥責任論の諸相とその背景について報告したが、様々な可能性と限界をはらみながらも活発に展開された解放直後の真相究明・責任追及の運動は、朝連が強制解散されることによって、下火となっていく。独自に責任追及をしていない民団はともかく、朝連と提携した革新勢力にしても、共催の追悼会のなかでは国家責任を要求する決議等はみられず、単独でそれを要求した形跡もない。あくまで責任「観」に留まっていた革新勢力が、朝連を代行することはなかった。

しかし真相究明・責任追及の遂行を阻害した最大の要因は日本政府の対応であった。この間の朝連との交渉記録は公開されていないが、1949年9月に刊行された『関東大震災の治安回顧』は当局が虐殺事件をどのように認識し、朝連にいかに対応したのかについてのてがかりとなるものである。同書は「思想検事」吉河光貞（1907～88年）が、司法研究所（1939年7月に司法省内に設置）で43年6月に「部外秘」として著

したものであったが、吉河が局長を務めた法務府特別審査局が朝連を強制解散させた直後に刊行されている。

報告書では、軍隊や警察による虐殺にふれず、ことさら「自警団事件」を取り上げている。しかし「自警団事件」も「鮮人の兇暴性や反社会性を考へざるを得ない様な、種々なる事実を見聞して来た」民衆が、大震災の恐怖のなかで「群集心理に作用されて、豫期し得べき凡ゆる害悪の到来を幻覺し、之を流言として発生」させたとして「自衛的暴發」と捉えられている。虐殺の引き金になった戒厳令などの国家責任を不問に付した上で、朝鮮人の「兇暴性や反社会性」を「問題」にしつつ、流言の発生や自警団の動向を「群集心理」の範疇に収めるという本書の「論理構成」は、虐殺行為の民衆への一方的な責任転嫁であると同時に、その「責任」をも解除している点に特徴があった。

真相究明・責任追及を中心的に担った朝連を強制解散させ、国家、民衆の両方の責任を不問に付した報告書を刊行する。これが日本政府の「対応」であった。

邦画産業斜陽期における大手映画会社経営方針の転換とその影響 東映株式会社の事例を中心に

木村智哉

はじめに

映画史研究では、作品と作家についての芸術史的観点が重んじられてきた。監督を「作家」と捉える手法は、一人の芸術家の思想的産物として映画を捉えることを可能にした反面、そこから導かれる歴史叙述は、芸術的価値と史的意義の評価とが混在した、様々な「正典」についての編年的記述によって構成される傾向が強い。

また、映画の社会史的表象分析は、テキストを現実の情勢や同時代の思想との対応関係から読み解くため、その記述は、ときに既存の社会史の反復に留まり、映画が商品として生産される具体的、自律的な過程の分析が捨象されがちである。

加藤厚子は「高度成長期前半を表象する「イメージ」として扱われている映画を、高度経済成長を構築した一産業として、その位置づけを明確化する」必要性を唱え、そうした産業史的アプローチが近年活発化してきている。また、映画業界周辺のジャーナリストの著作では、しばしば映画産業についての記述が、作品批評と結びつけられてきた。

これにならい本報告では、映画を製作する企業の動向に着目し、商業的に生産される文化とその変容を構成してきた諸要因を描出することを試みる。

1 東映株式会社における経営合理化

映画会社の事業は、出資およびプロデュースを意味する「製作」、映画を上映し入場料を観客から徴収する「興行」、そしてこの二つをつなぐ卸売りの「配給」に分けられる。かつて日本の大手映画会社は、この全てを自社でまかなう寡占体制を築き、映画の量産を安定させていた。

しかし日本の映画産業は、60年代から斜陽期に入った。観客動員数、スクリーン数、新作封切本数は、いずれも50年代末～60年代初頭がピークである。70年代半ばには「洋高邦低」との語も生まれたように、洋画と邦画のシェアが逆転し、邦画の危機的状況が指摘された。また60年代半ばから独立プロ作品のシェアが増大することで、大手企業が映画市場を垂直統合するブロック・ブッキング制が弱体化した。

邦画市場縮小の結果、70年代に起こったのが、洋画の「ブロックバスター」を参照した、二本立て興行から一本立て大作興行への転換である。

こうした情勢下で、日本の大手映画会社は相次いで撮影所の経営分離を行った。これは映画製作本数の減少に伴い、量産体制に適合的な撮影所設備と人員が、一転して不採算要因とみなされたためである。しかし例外的に東映のみが、大泉と太秦の東西両撮影所を本社機構内へ留保した。したがって東映の映画製作事業の分析は、減量経営期の映画会社における制作部門の位置づけや、その変化を探るのに適している。

そもそも戦後の邦画市場で二本立て興行を推進・定着させたのは東映であり、その量産体制は、徐々に規模を縮小しつつも、時代劇から任侠路線を経て実録路線へと引き継がれていた。しかしそれが東映をして、一本立てへの転換に出遅れる要因を構成した。77年、東映の京都撮影所長・高岩淡は、近年の情勢下では「安定路線でやってきた東映が一番被害を受け」と述べている。

東映が一本立てへの転換を始めたのは、この77年である。同年には年間51本・20プログラムの邦画が配給されたが、翌78年には27本・13プログラムになった。この転換は「路線」自体を解体し、時代劇、戦争映画、女優映画など、短期間に様々な企画が入れ替わるようになった。東映の宣伝マンだった関根忠郎はこの変化を、企画が「線ではなく点になった」と評している。

「路線」の消失は、事業の不確実性を増大させ、様々なスタッフの地位や働き方に影響を与えた。

まず「プロデューサー」の職掌が変化した。それまで脚本管理や演出家の決定過程に関わっていた「企画者」は、量産体制が崩れると「企画から製作、興行まで責任を負う」ようになった。

さらに一本立てでは、興行の確実性の裏付けが強く求められ、監督の実績が重要視されるようになった。このため邦画の斜陽に伴い他社から流出した監督が起用される

機会が増加し、やがてスタッフ構成そのものがプロジェクトごとに離合集散する体制へ移行した。これは人員の雇用流動化により、事業リスクを低減させる施策と言える。

2 事業拡大による増収策

一本立てへの転換による、いまひとつのリスク上昇は、間接費の増大であった。撮影所設備の維持費や社員の人件費は「間接費」として按分され、制作実務の「直接費」とともに製作費を構成する。したがって製作本数の減少は間接費を増大させるため、邦画の斜陽化と裏腹に、一作あたりの採算点が上昇したのである。ゆえに需要減に合わせて減産するだけでは合理化が十分ではなく、撮影所の規模縮小と新たな収入源が必要になった。

東映社長の岡田茂は、77年末に東西両撮影所から約250名を配転する間接費削減策を示した。有価証券報告書によれば、77年には1000名を超えていた社員が、81年には772名となった。この間、制作部門の一部が独立採算の子会社として経営分離された。

撮影所の規模も縮小された。75年には、京都撮影所の一部が「東映太秦映画村」として分離され、観光客誘致による収入増がはかられた。また78年から83年までに、東京撮影所の一部敷地の再利用が西友と進められ、ショッピングセンター「プラッツ大泉」が開業した。

この過程で撮影所では、テレビ番組制作が強化された。これは稼働率の下がった撮影所の設備や人員を利用し、間接費の増大を防ぐ試みであった。

ただし東京撮影所では、『Gメン'75』制作にあたり、労組員の社員を利用しない外注が常態化し、組合側がこれを「就労排除」として取り上げている。当時、映画の平均製作費約2億6千万円に対し、『Gメン』のそれは約1260万円であったから、定額での外注を行い、撮影所は貸しスタジオ化する方が、企業としてはより合理的である。テレビ番組制作の強化は、撮影所の収入を安定させるのに利した反面、社内人員のさらなる削減を促したのではないか。

社外スタッフの活用は、映画製作でも表れた。一本立てに不向きな人口過小地域への併映作の配給と、その制作の社外発注を行うため、77年に設立された「東映セントラルフィルム」、そしてここから発展し、企画製作のため80年に発足した「セントラル・アーツ」に、それは顕著である。セントラル・アーツは日活出身者をはじめ、東映社外のスタッフを用いることも多く、制作スタッフの流動化という施策に合致した。

一方、撮影所設備と人員の稼働に資したのは、他企業や独立プロデューサーとの提携だった。テレビ局との提携製作や、角川書店社長の角川春樹による映画製作への協力が、それである。特に「角川映画」の制作受託や配給は、外部資金による撮影所稼

働に加え、配給手数料や上映館収入の増加にも資した。

とはいえこうした受託制作の誘致は、撮影所規模の縮小過程と並行したため、社外企画や人員に「開かれた撮影所」として、必要な設備投資や人員の確保が心許ないという、労組側からの批判も見られた。

おわりに

70年代後半から80年代までの東映の映画製作事業の変化は、二本立てによる量産から一本立てへの減産に伴う、既存の人員や設備の減量と、その多角的運用に集約できる。

製作本数減に直面した他の企業は、撮影所を経営分離して固定費を削減したのに対し、東映は東西両撮影所を維持した。しかしこれは積極的展望に基づくものではなく、むしろ製作本数減に伴う製作事業の不確実性上昇に、東映が対応しきれなかったことの表れではないかと思われる。量産による「路線」が消失し、作品の方向性が短期間に入れ替わる情勢下で、両撮影所が2～3年に1度ずつヒット作を送り出していたために、どちらかを改廃する大規模な改革に踏み切れなかったのではないか。

他方、新規事業開拓による制作部門の多角的運用は、撮影所の減量という合理化と表裏一体の政策として表れたため、微視的には増収策であるものが、巨視的にはさらに撮影所の合理化を促したと思われる。外部スタッフや独立プロの利用が、その一例である。

既存の映画史の記述は、しばしば作家や作品に関する芸術的な価値評価を優先してきた。こうした観点からすれば、70年代後半以降の邦画の変化は、疲弊した大手映画会社による映画製作の寡占と、ブロック・ブッキングによる映画市場の垂直統合とを弱め、映画に多様性と自由化をもたらしたことになる。しかし、映画製作が外部資本に大きく開かれていくこの時期の大手映画会社を検証すると、事業のリスク解消が、しばしば制作現場の、それも経営に直接関与しえないスタッフに転嫁する形ではかられたことがわかる。

作家主義的な視点でのみ映画史を構成しようとするならば、製作事業の不安定性の高まりとともに、より強く流動性にさらされるようになった、こうした人々の存在は等閑視され、多元化した映画製作にフレキシブルに対応する「作家」の業績だけが評価の対象となりかねない。この時期の映画史で、映画業界への新規参入者に対する注目が強いのも、その一つの表れであろう。

本報告は、それとは異なる視点から、邦画斜陽期の東映を現象的に追跡・検証してきた。今後はより専門的な、たとえば経営史や労働史の観点から、文化産業の一環としての映画産業史を検証する研究が必要となる。それは、雇用の流動性に関する議論

が広範に顕在化した現在においても、何らか示唆的な側面を持っていよう。

軍作業が編成する空間 那覇市、真和志村への帰還と労働

謝花 直美

本報告の課題は、戦後、那覇市出身者が軍作業に就労し収容地区から帰還したことが、合併以前の那覇市と真和志村（市）の空間編成に影響したことを明らかにすることだ。合併の過程での真和志村からの様々な異議申し立ては、那覇市の「復興」過程における「異音」として排除された。戦後の那覇市は、1945年11月の壺屋への陶工帰還、続く「闇市」発生を中心に「復興」が語られてきたが、真和志村（市）の「復興」における役割は注視されてこなかった。その研究上の空白を埋めることも課題である。

沖縄戦後、米軍は基地建設のため、生き残った人々約30万人を北部地域に移動させた。戦前4万人の人口しかなかった北部は耕地が少なく、人々は食料の7割を米軍の配給に頼った。しかし、1945年秋の食料移送の失敗などにより、深刻な飢餓が最北部の辺土名で発生する。同地区は人口が多く、特配がある軍作業にもつげず、農耕経験がない那覇市出身者は飢餓に見舞われた。5490人が飢餓に陥り、11月までに340人が餓死した。配給に頼らず、生産と労働で人々の生活を維持するため、11月に軍用地として使わない場所へ住民を帰還させた。しかし那覇市の大半が米軍の物資集積地となっており、戻ることができなかった。1946年に通貨制度が復活すると、配給が有償化されたため、収容地区の那覇市民の失業が問題になった。沖縄民政府は、那覇市民の帰還先と就労を求め、米軍と交渉を重ねた。当時、沖縄の人々による建設大隊が結成され、軍作業への就労が始まっていた。米軍は那覇市民を他町村へ分散させて移動、さらに米軍と日本軍PWの帰還に伴い、沖縄本島南部で足りなくなった労働力として移動させる方向性を打ち出した。

那覇市「復興」の主流な語りをなす、陶業復興の産業先遣隊は1945年11月、壺屋に入った。那覇市はまだ、壺屋町、牧志町が開放されたのみで、2町と、真和志村楚辺などが那覇市民の一時的な居住地となった。1946年～1951年の那覇市の稼働者統計は市民の多くが軍作業で働いていることを示した。1948年までは元的那覇市域に設立された「みなと村」（人口の7割が那覇出身者）を含めると、那覇市の軍作業数者は常に民作業を上回っていた。1949年以降は、民作業が軍作業を上回るが、米軍基地建設が本格化したことで1951年に軍作業は5278人に増加し、軍民合わせて職種として

最多となった。居住地の統計では、那覇市出身者の真和志村居住者は1955年で13,013人おり、合併後の1961年（真和志地区）に18,185人となっていた。いずれも、地元の実和志出身者を上回った。那覇市と合併した首里地区と小禄地区は元々の住民が帰還しており、真和志村が那覇市民の受け入れ先となっていたことがわかる。このことから、那覇市開放直後に、那覇市民と出身者が南部で必要となった軍作業員として働いたこと、また居住者の職種は明確でないが、那覇市民が周辺の真和志村へと居住したことがわかる。

戦前の農村だった真和志村の人々は、農業復興の目標の下、3度の移動を重ね、集落帰還を目指した。国頭地区（収容地区としては辺土名区）にいた4337人が、沖縄本島南部の摩文仁と米須に集結した。後に遺族会会長を務める金城和信村長の下、戦死者の遺骨を収集し、慰霊碑「魂魄之塔」「ひめゆりの塔」「健児之塔」を建立した。戦後真和志村の象徴となる「復興」の始まりは、米軍側から見れば、辺土名区の人口過剰解消、軍労務者獲得のためだった。糸満地区で、人々は農業や帽子や下駄製造に取り組み、1946年4月に2度目の移動で、真和志村に隣接する豊見城村へ移った。ここで戦前の区ごとにテント集落を結成、集団農耕に着手した。村長は米軍への協力を前提に、早期の帰村を要請した。同年8月、真和志村の一部が開放され、人々は国場と仲井間に戻った。他市町村と比べると、9カ月遅れの帰還だった。しかし、その後真和志村は激変していった。1949年、村面積約380万坪のうち、47万坪が軍用地として接収されていた。この年、増加し続けた人口は、戦前の18,000人を上回り、耕地面積は戦前と比較すると約6万坪減少していた。1950年には62万坪が減った計算だった。戦前、農業就業者は8226人と職業の1位を占めたが、1952年の最多は、商業2285人で、農業はわずか739人だった。真和志村の人々は農業「復興」を目指して帰還したが、那覇市出身者を受け容れるため、農地は次々と住宅地となっていたのである。

真和志村に、元の住民が戻る前に、軍作業や工務部関係者が多数移動していた。陸運課の職員が住んだ大原地域は、1946年8月、村民の帰還に先駆けて、移動している。1955年、大原区という行政区となるが、区民は那覇市出身者891人、国頭郡492人の順に多く、真和志村出身はわずか41人だった。その後、民業が復活すると、バスやタクシーなど運輸関係の仕事に従事するものが多い地域として知られた。泊浄水場再建で真和志村に移動した平野地域の人々は、田井等収容地区に残留した那覇市民だった。1953年、同区が米軍に再接収されると、村内の別の場所へ移動している。1955年の出身別人口は、那覇市609人、島尻郡285人、真和志6人だった。那覇港湾作業隊のみなと村は、那覇市と真和志村楚辺付近にまたがる形で、1947年に設置された。米軍が那覇港湾作業員や那覇市内の軍労務者、一部那覇市民を住まわせることを条件に開放した場所だった。そのため、すでに同地域に戻っていた人々もみなと村設立時点で、

家族から1人が港湾作業隊で働く必要があった。みなと村の人口約7600人中、那覇市出身4818人、真和志村出身418人だった。市域の多くが軍用地となって帰還が遅れた那覇市出身者の一部が、米軍の労務体制に組み込まれ軍作業員となって真和志地域の各地に帰還し集住地区を形づくっていた。

村内に増え続ける那覇市民を中心とした他所の出身者に業を煮やした真和志村行政委員有志が1947年、みなと村になっていた壺川、樋川の返還を求めた。当時、元の住民は、真和志村内の別の場所に住み、壺川、樋川の名称で新しい区を設立していた。仮のテント集落で、農地がなく自給できない状況で、帰還の時を待っていた。しかし沖縄民政府は、米軍の開放条件は、那覇港湾作業隊の居住であるとし、返還を認めなかった。さらに米軍の命令で、真和志村の二中前と松尾が、みなと村へ新たに組み入れられた。米軍基地を維持する軍作業に従事する人々の生活が優先され、真和志村の人々は一方的に犠牲を強いられた。

1948年7月、米軍は「那覇市並に真和志村に於ける住宅並びに商業建物の建築について」を発表し、一帯の住宅建築を禁止した。人口流入により無秩序に住宅建築がすすんでいたためだ。那覇市は、住宅家屋建築地域だった真和志村に那覇出身者の受け入れ申し込みが600戸あるとし、さらに石川市6000人、宜野座に70戸が残留したままであることから、真和志村に受け入れを要求した。真和志村は村開放後も、村内に黒人部隊・フィリピン人部隊が駐屯し、元々の住民が戦前の集落には居住できていないこと、帰村を果たせない不在地主の土地に、村外移転者が入域していることをあげ、戦後の住民受け入れ方法そのものに疑問を呈し、反対した。1949年7月、真和志村議会は、住民受け入れの方針を議論した。従来、各区にある民有地への受け入れは、申請者が承諾書を区に提出し区長が判断した。不在地主の土地や公有地の場合は、村が申請者に敷地を割り当て、申請者が当該土地のある各区長に連絡した。このやり方をあらため、議会の承認制にした。しかし議会では申請者の名簿が添付されただけの議案を審査することは無理で、承認制は形骸化し、同10月に撤廃せざるをえなかった。真和志村への人口流入は、もはや行政的な手続き、政治的な判断をなすこともできず、現実に押し切られる形となった。

1948年から1949年にかけて、那覇市は真和志村との境界線変更を討議した。真和志村に暫定的に引き揚げた那覇市民の居住地を那覇市に組み入れるためだった。米軍政府もたたき台として、東西を旧鉄道、南北を道路「首里一泊線」を境界とし、真和志村域が大幅に減ずる形を提案した。真和志村議会は猛烈に反発した。安里集落の押所が那覇行政区に入っていること、楚辺原の耕作地は那覇開放までの暫定使用だったが那覇出身者以外が居住していることを理由にあげた。那覇市は、市外に出身者5万人が残留したままであることを繰り返し訴え、境界線変更による市域拡大を迫った。

平行線のまま協議が繰り返されたが、1949年沖繩民政府によって、行政運営に支障があるとして、真和志村に譲歩させ、境界線が変更された。那覇市民の住む真和志村の土地は那覇市に編入され、那覇市となった。軍用地に閉ざされ帰還を果たせない那覇市民は新しいコミュニティーをそこで作り始めるが、その傍らで真和志村民のコミュニティーは崩壊していった。

本報告は、軍作業就労を通じて収容地区から帰還を果たした那覇市民が、真和志村（市）に、故郷的空間を形成したことを明らかにした。住宅が農地に立ったため、農村だった真和志村（市）民の耕地面積は減少し、農業再興の夢は砕かれた。那覇出身者が住む土地は、行政区編入、境界線変更で那覇市へ編入された。これまで合併過程の議論のこじれと見られた行政区編入、境界線変更は、背景に「復興」の美名の下で、人口流入で環境が激変し、土地を那覇市に奪われていった真和志村（市）の異議申し立てであったと考えていだろう。米軍用地に土地をとられた那覇市が周辺市町村を合併し「復興」する過程には、真和志村（市）民が故郷を徐々に喪失していく過程が重なっていた。

廃墟と描線

陳情書から読み解く、「平和都市」広島復興都市計画と土地区画整理事業

西井麻里奈

はじめに

本報告の目的は、戦災復興と戦争の記憶との関係を明らかにする関心から、広島における土地区画整理事業、特に立ち退きについての、人びとの経験の歴史を捉えることにある。広島の戦災復興研究は、都市計画研究と、人文諸領域からの研究があるが、立ち退き問題自体の研究は進んでいない。「平和」の名のもとで被爆者が「排除」されてきた、という言及（直野 2015、福間 2015）はなされてきたが、居住・再建の具体的な検討ではなかった。しかし、原爆被害者の手記編纂委員会編『原爆に生きて－原爆被害者の手記－』（三一書房、1953年）等、同時代の優れたルポルタージュや被爆証言集のなかでは、戦争被害者たちの戦後の苦しみとして土地・居住問題が位置づけられている。都市のあり方や人の意識を地味に、しかし着実に変化させ、記念空間建設などの形で戦争の記憶に物理的介入をなす「復興」という営みを、大々的に捉えなおすことが必要ではないだろうか。

本報告は、社会の傾向を一挙に示すものとしての戦災復興ではなく、同時代の人びとの状況や心情を、人びとが書いたドキュメント、すなわち区画整理にあたって人びとが提出した陳情書から考察する。日々に沈潜してやまない戦争の傷跡や人びとの振る舞いを通じて、復興がどのように経験されたのかという細部を照らし、戦争記憶研

究としての戦災復興研究を展望したい。

また、戦災復興のイデオロギーは様々な形で戦後の広島を席卷し、「平和」と結びついて歴史認識を規定してきた。個人の語りに注目する際、同時に人びととイデオロギーとの具体的な距離を考察する必要がある。ここでは、西洋史を中心とする近年の「エゴドキュメント」研究の視点、特に小野寺拓也による軍事郵便研究の方法を参照する。小野寺は個人のドキュメントから、イデオロギーとエイジェンシーの関係を捉えるにあたり、イデオロギーの受容にとどまらず、その発動を可能にする土壌を解明しようと試みている。本報告では戦災復興という国家的事業において、復興イデオロギーを機能させる下からの感覚も問題領域として位置づける。なお、陳情書は広島市、広島県がそれぞれ設置した復興事務所に対し、住民から送られたものである。今回の考察対象は広島市に宛てた陳情書のうち 1947～52 年までの綴としている。また、提出された陳情書には、要求に限定した極めて事務的なもので、個人の背景や心情、戦術を読み取ることが出来ないものも多い。ゆえに、特に一定の長さや補助的情報のあるものに限定して考察している。

1 帰郷と再建の諸相

1945 年 9 月、戦災都市応急簡易住宅建設要項が閣議決定された。越冬住宅を全国に 30 万戸建設するという方針があったが、現実には資材不足等の要因で進まず、住宅緊急措置令（1945 年 11 月）や都会地転入抑制緊急措置、住宅資材確保のための臨時建築制限令等、応急的な住宅対策が次々実施された。広島市でも慢性的な住宅不足が続く。他方で 1945 年 12 月 30 日には戦災地復興計画基本方針が閣議決定され、1946 年 8 月には戦災復興土地区画整理施行地区内に対する建築制限令が出され、同年 9 月に戦災復興のための特別都市計画法が制定された。臨時の住宅政策と、「100 年の大計」としての都市計画が同時進行していった。

しかし、土地台帳を基本とする地積の確定が行われたほか、特に罹災都市借地借家臨時処理法のために権利関係が複雑化したことなどから、生活が落ち着きを取り戻し始めた 1949 年ごろから借地借家紛争の民事裁判が増加した。また、1947～1948 年提出の陳情書は、提出者は主に地主や借地人等の権利者であり、内容は換地変更希望が大多数であったことが特徴である。例えば、現存家屋の救済、住宅の道路接面が変わったため玄関が使えない、面積は納得できるが間口が狭く奥行きが長い不整形にされた、などの訴えがなされた。これは原爆と復興による都市の変化のなかで、人びとの生きる有効な将来展望が困難だった状況を表す。

特にこの点が表れるのは、帰還に関する人びとの語りである。一例としては、広島市内に帰り得る土地が整わず、かつ疎開先の田舎に「迷惑」をかけている、という不

安感と居心地の悪さが書きつけられている。また、台湾から引き揚げてきた男性の事例では、家を不在中に建物疎開で取り壊されており、被爆以前から土地が行政に貸借されている状態になっていることが問題となった。広島市では軍需施設や防空のための土地接收や建物疎開が大規模に行われたが、国土局は1945年8月31日付で、疎開跡地のうち都市計画に必要なものは所有者に返還せず公共団体が保有するよう通牒している。こうした背景から、帰還と再建が時間的にイコールでは結びつかない状況があった。

2 現在地を求める人びと

また、原爆で家や家庭を破壊されたなかで不安定な仮住まいを嫌い、自分の土地に家屋を得たい人びとが、土地獲得のために陳情書を提出している。そうした陳情書からは、原爆以後、家や土地は単に生存の器ではなく、人々の感情を呼び覚まし、行動に駆り立てるものでもあったことを読み取ることが出来る。戦争による家族破壊の中では、土地は過去におけるつながりと未来の展望の結節点であり、実際に所有や来歴が尊重されることで心情・現実ともに救済される事例もあった。しかし、例えば「父祖伝来」という古色蒼然とした語り口は、戦争で失ったものをこれ以上失わないための、公共性の暴力に対する防衛手段ではあるものの、同時に既存の権力関係の人脈を機能させようとする語りでもあった。加えて、こうした表現は、後述するように土地を持たぬ者や流入者には使い得ない表現であった。同時期の区画整理委員会では、朝鮮人の土地の処遇に言及する際、日本人に不平等感が生れないように処理するよう提案がなされており、立ち退きという局面には、そうした位相差が露呈していった。

3 「平和記念都市」のなかで

「平和都市」という計画が所与の既定路線となる契機は、1949年の広島平和記念都市建設法の制定である。以後、特別都市計画法に基づく広島戦災復興は、平和都市建設事業と改称・実施される。このことと陳情書における語りは、どのように関係していくのか。

陳情書の中でも1948～49年にかけて、「平和都市」への言及は増加する。しかし、陳情者の置かれている状況や目的によって、言及の仕方が異なると読み取れる。一つは、広島の新しい都市像にふさわしいものとして、土地を獲得・拡張しようとする陳情である。これは、既に資金的な地盤や土地とのつながりを明確に持つ商業施設、工場、学校にみられる。そしてもう一つは、「平和都市」「文化都市」にふさわしい建設をするから、立ち退きを猶予してほしいと訴えるものである。多くの陳情者の意図は、生活根拠の存置を求めることにあり、故に後者のような言及の仕方が多い。

また、先述のように、土地とのつながりを明示しえない人びとも、「平和都市」「文化都市」への協力に言及することを陳情の方法として活用した。例えば引揚・復員者で、現在住まう土地について特定の思い入れや意味を表現し得ない場合、彼らは引揚特有の苦難を語ったり、復興イデオロギーの流用を積極的に行ったりした。陳情書を通じて、行政にとっての正しい市民性を陳情者が要求のために想定・構築し、行政にとって正しい市民性を行政が指定・要請していく、という関係が、次第にでき上がっていくのである。

4 立ち退きをめぐる意識と行動

1947年以降、仮換地発表をうけて権利関係者による異議申し立ての陳情書が提出され始めるが、広島平和記念都市建設法制定を受けて本格化する復興のなかで、道路や宅地に支障をきたす家屋、公園に関わる除却が行われ、非権利者からも陳情書が多く寄せられるようになる。人びとは除却の延期を求めるために、さまざまな理由を申告した。一例を挙げるならば、葬式、初七日、病気、出産等である。

ただし、陳情内容は一定程度考慮されるものの、人びとは事務所側の経過観察によって日常的に除却を迫る意思にさらされた。加えて、ここでは「誠意」＝迷惑をかけないという態度の有無を、行政が対応の一つの指標とした。現実的に都市が復興していくなかでは、住民側もその指標を共有し、日常のまなざしのなかで邪魔な建築物を監視、告発しあう状況を生んでいた。告発者の多くは匿名で「復興協同者」や「一市民」を名乗り、特定の人物の建物について指摘する。だが、陳情書には「彼らに許すなら私も」という行政への脅しの記述が見られる。すでに行政の復興事業に従って立ち退いたために、元の土地や暮らしに戻ることができない、という心理もまた、そうした陳情者たちの匿名の告発を支えていた。

おわりに

本報告では、復興が人びとの主体や要求をいかに巻き込んできたのかを考察してきた。立ち退きの局面では、原爆以後、住居が持った意味の多重性や、何とか立ち退きを回避しようとする意志と戦術が具体的に見られた。だがそれは、より社会通念から外れるものを除去するマイクロな力が、行政だけでなく市民の間にも生みだされていく過程でもあった。立ち退き＝排除という捉え方を越えて、人びとのよりよく生き延びる戦術と、「復興」イデオロギーの下からの機能の仕方から戦災復興の歴史経験を捉え、戦争の記憶のあり方に照らし返していく必要があるのではないだろうか。

〈参考文献一覧〉

小野寺拓也『野戦郵便から読み解く「ふつうのドイツ兵」－第二次世界大戦末期におけるイデオロギーと「主体性」－』、山川出版社、2012年
直野章子『原爆体験と戦後日本－記憶の形成と継承－』、岩波書店、2015年
福間良明『「戦跡」の戦後史－せめぎあう遺構とモニュメント－』、岩波書店、2015年

第 21 回関西研究会

日時：2017 年 3 月 26 日（日）14:00～17:00

場所：関西学院大学大阪梅田キャンパス 1401

<報告要旨>

「老後の心配」の戦後史

安岡健一（大阪大学）

現在、なぜこれほどまでに社会において「老後の心配」が蔓延しているのか、そのことへの疑問が本報告の出発点である。そのために戦後 1950 年代から 1970 年代にかけての時期を三つに区分し、それぞれの時期において「古い」と向き合った地域の実践を取り上げて、①自らの古い、②老いた人（とくに家族）との付き合い方について考察した。

第一章では、高齢者福祉が制度化される以前の 1950 年代を取り上げた。とくに長野県伊那市において取り組まれた高齢者自身による学習中心の団体として楽生学園を取り上げ、その活動内容を紹介すると同時に、東京で生まれた草の実会老後問題研究会との交流について取り上げた。全国的な福祉が法制化される以前においては各地で先駆的な集団が、地域の枠を超えて交流し、そのことがマスメディアを通じて拡散されていった。

第二章では、老人福祉法前後の時期を、老人クラブの組織化を特徴とする時期としてとらえて論じた。長野県下伊那郡飯田市伊賀良地区において、老人クラブが組織されてゆく過程は、高度成長期という戦後型の「人の移動」によって若者が流出し、地域社会が変容していく状況と折り重ねることで時代と結びつけて理解できる。

第三章では、1970 年代における長野県下伊那郡松川町における健康を考える集会の設立経過をたどりなおすことで、女性を主体とする公害問題、老後への心配が、地域社会で健康を目指してゆくことへつながってゆく過程を論じた。

制度的な援助を必要とする以前の段階の高齢者については研究が乏しい。しかし、そこには古いの当事者としてさまざまな試行錯誤を繰り返し、様々なつながりに規定された歴史がある。今後はさらに資料の読解をすすめ、今回示した枠組みを補ってゆき、日本社会における（地域に根差した）古いの歴史を多面的、動的に描いていくことが課題である。

編集後記

この編集後記を記しているのは、第 193 回通常国会が閉会した直後である。「組織的犯罪処罰法改正案」（メディアによっては「共謀罪」法案と記されている）が、委員会採決も経ずに参議院を通過し成立、またマスコミを騒がす「森友、加計」問題も、十分な説明のないまま、置き去りにされた感じがする。

これら一連の経緯を目の当たりにし、政策、法案の立案過程、許認可のプロセスなどが、公文書としてしっかりと残されていないのではないかと危惧している。文書主義の原則に反し、官僚や政府の恣意によって、記録を残さない、隠匿される、破棄あるいは消去されるなどと、国会において平然と答弁がなされている。

公文書管理法第 1 条は「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等」は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と謳っている。公正で民主的な行政を確保するため、公文書の保存と事後公開は、欠かせない制度である。そのような国民共有の財産である公文書が、一部の官僚や政治家の私的な文書のように、恣意的に扱われて良いはずがない。

熊本県では 2012 年施行の公文書管理条例により、学識経験者や弁護士ら 5 人で組織第三者委員会「行政文書等管理委員会」により、県当局が廃棄対象とした 2514 冊の廃棄が差し止められた。（『西日本新聞』2017 年 6 月 18 日朝刊）この様なシステムが国レベルにあれば良いと願う。その一方で、技術の進歩により、見読性を長期に確保する国際標準フォーマットに依拠することで、全ての公文書を電子化し、廃棄せず残すことが可能となるはずだ。現在不要であるものも、将来は価値のある文書となるかも知れない。廃棄しないことを前提に、検討する必要がある。

敗戦前後の時期、閣議決定により公文書の徹底的な湮滅がなされた。このことにより、日本の現代史研究が大きく制約を受けたことを思い起こさせる。後世において正確な検証を可能にするためにも、しっかりと公文書は残さなければならない。それとも、そのような検証を恐れる人々が、それを妨害しているのだろうか。（岡本公一）

同時代史学会 News Letter 第 30 号

発行日 2017 年 7 月 15 日

連絡先：〒285-8502 千葉県佐倉市城内町 117

国立歴史民俗博物館 原山浩介 気付

harayama@rekihaku.ac.jp